

前橋市監査委員公表第12号

前橋市長及び前橋市教育委員会委員長から出資団体及び公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年8月24日

前橋市監査委員	赤川常己
同	田子一夫
同	横山勝彦
同	小林岩男

## 出資団体監査結果に係る措置通知書

措置日 平成28年7月22日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：公立大学法人前橋工科大学】</p> <p>1 自動販売機の設置について（要望事項）</p> <p>現在、大学の構内に設置されている飲料水等自動販売機11台は、すべて固定資産の使用許可により設置されている。しかし、市において市有施設に飲料水等自動販売機を設置させようとする場合、原則として一般競争入札により設置者を決定し、行政財産の貸付けにより設置すると方針決定され、全庁的な取り組みを開始した平成25年度の賃貸借契約締結時の落札金額の合計は、行政財産目的外使用許可時の使用料に比べ約4倍となり、新たな歳入の確保に繋がった。</p> <p>こうした実績を鑑み、大学構内に設置されている飲料水等自動販売機についても、新たな財源を確保する観点から、入札による設置を推進していくように検討されたい。</p>	<p>前橋工科大学では、学生及び教職員の福利厚生事業の一環として、食堂、売店を設置し、大学生協が運営を行っている。飲料水等自動販売機についても、財源確保という観点ではなく、食堂、売店の運営も含めた、学内の利便性の確保と維持に重きを置き、大学生協に対し、固定資産の使用を許可している。</p> <p>大学生協による食堂、売店の運営は厳しい経営状況が続いているため、一般競争入札による飲料水等自動販売機の設置者決定については、大学全体の福利厚生に支障や影響を生じることがないように、導入の可否も含め、慎重に判断することとしたい。</p>

## 公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

措置日 平成28年7月25日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p><b>【監査対象団体：株式会社オリエンタル群馬】</b></p> <p><b>1 中央児童遊園の利用料金について（指摘事項）</b></p> <p>(1) 団体料金の設定について                      大型遊器具の利用料金において、市の承認を受けずに中央児童遊園条例で規定する利用料金以外である団体料金を設定し徴していた。                      団体料金については利用料金の範囲内であるとの認識のもと、前指定管理者でも同様に扱っていたものだが、公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書にのっとり事前に市所管課と協議し、承認された後に利用料金の決定や改定を行うように改善されたい。</p> <p>(2) 利用料金の減免について                      利用料金の減免において、指定管理業務仕様書で規定する減免基準以外の新たな減免事項を設定し運用していた。                      減免基準は明確に定めるとともに、その運用に当たっては公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書にのっとり事前に書面で市所管課と協議し、承認を受けるように改善されたい。</p> <p><b>【監査対象団体：前橋地域振興連携機構共同企業体】</b></p> <p><b>1 富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館の利用料金について（指摘事項）</b></p> <p>施設の利用料金において、市の承認を受けずに富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館の設置及び管理に関する条例で規定する範囲を超えて利用料金を設定しているもの、同条例で規定していない施設に利用料金を設定しているものなどがあつた。                      公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書にのっとり事前に市所管課と協議し、承認された後に利用料金の決定や改定を行うように改善されたい。</p> <p><b>2 指定管理業務に係る経理の明確化について（指摘事項）</b></p>	<p>団体料金の設定については、市所管課である公園管理事務所との確認に基づき、協議書を提出し、庁内関係部局との確認を踏まえ承認を得ることで料金の改定を行うことを決定した。なお、協議書は7月10日提出済み。</p> <p>利用料金の減免については、市所管課である公園管理事務所との確認に基づき、協議書を提出し、承認を受けることと決定した。なお、協議書は7月10日提出済み。</p> <p>富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館の利用料金については、市所管課である公園管理事務所と協議を行い、承認を得た後に、利用料金の決定や改定を行うように改善することを決定した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>指定管理業務に係る支出において、本業務に係る各勘定科目の支出内訳を記載した帳簿等が作成されておらず、本業務に係る経理とその他の経理とが明確に区分して整理されているとは言い難い状況であった。また、本業務のため開設した固有口座から共同企業体構成員口座への出金が行われているが、その出金内訳が明確にされていない。</p> <p>公の施設の管理に関する基本協定書ののっとり適正な経理を行うように改善されたい。</p> <p><b>3 売上金等の現金管理について（要望事項）</b></p> <p>売上金等の保管現金において、経理責任者が、預金口座への入金の際に出納帳の収支差引残高との突合を行っているが、出納帳の記載誤りなどが複数見受けられることから、突合の正確性について疑義が生じる状況であった。</p> <p>売上金等の保管現金に係る確認については、事故防止や不正防止の観点から、複数人でのチェック体制を整えるなど、適正な現金管理を行うように努められたい。</p> <p><b>【監査対象所属：公園管理事務所】</b></p> <p><b>1 報告書等の審査について（指摘事項）</b></p> <p>富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館、中央児童遊園の各指定管理者から提出を受けた業務計画書及び事業報告書において、報告内容の審査を行っていない。</p> <p>指定管理者の指定に関する事務取扱要綱、公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書にのっとり報告書の内容を精査し、必要に応じて指定管理者に対して指導を行うように改善されたい。</p> <p><b>2 書面による通知等について（指摘事項）</b></p> <p>富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館、中央児童遊園それぞれの公の施設の管理に関する基本協定書第42条において、本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならないと規定しているが、書面で行っていないものが多数あった。</p> <p>市と指定管理者で取り交わされる通知等については、公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書にのっとり書面で行うように改善されたい。</p>	<p>指定管理業務に係る経理の明確化については、前指定管理期間（伝次平プロジェクト）においては、ふれあい館の収入のみを明確にするという指示があり、現在もそのままの体制で処理を行っていた。今後は、新たな基本協定書の解釈を基に全て明確となる事務処理を行うように改善した。なお、口座は『富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館』を使用することとした。</p> <p>売上金等の現金管理については、複数人でのチェック体制を整えるとともに、最終的には、機構の構成員たる館長が最終確認を行うように改善した。売上金に関しては、金庫内の現金300万円までは保険に加入しているが、毎日銀行に入金するように改善した。</p> <p>報告書等の審査については、提出された業務計画書及び事業報告書の内容の確認が遅れていたため、今後は、指定管理者の指定に関する事務取扱要綱、公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書に基づき、速やかに内容の審査を行うように改善することを決定した。</p> <p>市と指定管理者間の協定に関する通知等については、基本協定書及び仕様書に基づき、書面にて行うように改善することを決定した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p><b>3 指定管理者が使用する備品について（指摘事項）</b></p> <p>富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館、中央児童遊園の市有備品において、各指定管理者に使用させているが、適正な備品一覧表の提示を行っていなかった。</p> <p>また、財務規則で規定された備品確認の状況が不十分であったため、市の備品台帳と中央児童遊園の備品を実査したところ、所在が不明なもの、在庫は確認できたが不要なものが見受けられた。</p> <p>公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書にのっとり備品管理を行うため、指定管理者に対し、適正な備品一覧表の提示を行うとともに、財務規則にのっとり備品確認を行うように指定管理者へ指導されたい。</p> <p><b>4 労働環境の確認について（指摘事項）</b></p> <p>富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館、中央児童遊園の管理において、各指定管理者と協定を締結しているにもかかわらず、労働環境報告書の提出を受けていなかった。</p> <p>指定管理者の指定に関する事務取扱要綱にのっとり労働環境の確認を適正に行うように改善されたい。</p> <p><b>5 富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館の指定管理業務について（要望事項）</b></p> <p>(1) 指定管理者に対する監督、指導について</p> <p>共同企業体の各構成員の指定管理業務に係る役割分担において、共同企業体協定書では、構成員全員で設置する運営会議により定める旨を規定しているが、運営会議結果に係る記録等の提出を受けておらず、指定管理業務に係る詳細な役割分担を把握していない状況であった。</p> <p>また、共同企業体による指定管理となっていることから、各構成員の財務状況についても、常に把握しておくことが必要であると考えます。</p> <p>各構成員の指定管理業務に係る詳細な役割分担を把握し、役割に応じた業務遂行について、適切に指導するとともに、各構成員から必要に応じて直近の決算書や納税証明書等を提出させ、財務状況を審査し、安定した施設の管理運営を維持できるように努められたい。</p>	<p>指定管理者が使用する備品については、各指定管理者に備品一覧を提示し、各施設とそれぞれ突合せることにより、適正な備品管理を行っていくように改善することを決定した。</p> <p>中央児童遊園の不用備品等については、確認の上廃棄等を行うことを決定した。</p> <p>労働環境の確認については、指定管理者に対し、労働環境報告書の提出依頼を行い、指定管理者の指定に関する事務取扱要綱に基づいた適正な労働環境の確認を行うように改善した。なお、中央児童遊園からは、平成27年度当初に提出済みとなっていたが、内容の確認を行っていなかったため、今後は適正な事務処理を行うように改善する。</p> <p>指定管理者に対する監督、指導については、共同企業体の構成員で設置する運営会議の結果報告を受けることで各構成員の役割分担を把握する。また、決算期ごとに構成員の財務関係書類等を提出させ、安定した施設の管理運営の維持に努めるように決定した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>(2) 指定管理業務の適正な履行について</p> <p>指定管理業務の業務内容において、公の施設の管理に関する基本協定書で業務の範囲について規定するとともに、指定管理業務仕様書でその詳細を定めているが、市と指定管理者における認識不足や双方の見解の相違などにより、指定管理業務仕様書ののっとりた運用が行われていないものが複数あった。</p> <p>指定管理業務は、公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書に基づき行われるものであることから、協定事項や仕様内容について精査し、双方の共通認識のもと適正な指定管理業務が行われるように努められたい。</p> <p>(3) 指定管理業務に係る支出内容の確認について</p> <p>事業報告書の収支実績の記載において、公の施設の管理に関する基本協定書で事業報告書の提出について規定し、事業報告書には業務に係る経理の状況を記載することを求めているが、指定管理者から提出された事業報告書の収支実績には、各勘定科目の支出金額の記載のみで、その内訳までは記載されていなかった。</p> <p>指定管理業務に係る支出が適正に行われているか確認するためにも、指定管理者に対して収支実績の記載内容の見直しや支出内訳書等の添付を求めるなど記載方法について指導されたい。</p>	<p>指定管理業務の業務内容については、市と指定管理者、双方にて協定書、仕様書の再確認を行い、共通認識のもと適正な指定管理業務が行われるように改善を図ることを決定した。</p> <p>事業報告書の支出内容の確認については、各勘定科目の内訳まで報告書に記載することとし、必要に応じて指定管理者に対し記載内容の見直しを求めるように改善することを決定した。なお、提出済みの平成27年度事業報告書について再確認を行い、各勘定科目の内訳の報告を受けることとする。</p>